

小平市教育委員会議事録（甲）

—— 1 月 定 例 会 ——

平成29年1月19日（木）

開催日時 平成29年1月19日（木） 午後2時00分～午後3時54分

開催場所 505会議室

出席委員 古川正之 教育長
森井良子 教育長職務代理者
山田大輔 委員
高槻成紀 委員
三町章 委員

説明のための出席者 有川知樹 教育部長
出町桜一郎 教育指導担当部長兼指導課長
松原悦子 地域学習担当部長
余語聡 教育総務課長
坂本伸之 学務課長
小林邦子 教育施策推進担当課長
相澤良子 地域学習支援課長
照井幸枝 中央公民館長
湯沢瑞彦 中央図書館長
星野賢二 学務課長補佐
関口優一 学校給食センター所長
森田恒明 指導課長補佐
荒木忍 指導主事
横山明 指導主事

書記 宮崎淳 教育総務課長補佐、塚本真也 教育総務課主事
傍聴者 1名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○古川教育長

ただいまから教育委員会1月定例会を開会いたします。

（署名委員）

○古川教育長

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は三町委員及び私、古川でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、事務局報告事項（５）及び、議案第４５号から第４８号までは、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○古川教育長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（教育長報告事項）

○古川教育長

はじめに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）教育委員会管外視察研修について、私から報告いたします。

１月１７日、１８日に、森井教育長職務代理者、高槻委員、三町委員と随行の宮崎教育総務課長補佐と私の５名で、広島県三原市教育委員会及び三原市立本郷小学校と広島平和記念公園・広島平和記念資料館を視察いたしました。

三原市は広島県の南部に位置し、三原城の城下町を起源とする歴史と文化のある地域です。三原城は毛利元就の三男である小早川隆景が築城し、今年築城４５０年を迎えるとのことでした。

今回の視察研修は、小平市が道徳教育を推進する上で、先進市の取組を参考とするために実施したものです。また、広島平和記念公園・広島平和記念資料館は、非核平和都市であることを宣言している小平市としてふさわしい事業として平成２４年度から実施している「小・中学生広島平和学習」の訪問場所です。今年度は、小・中学生１０人が原爆ドーム等を見学し、平和記念式典にも参列いたしました。

１日目は、広島市観光ボランティアの平岡俊治副会長に平和記念公園の中を案内していただきました。「小・中学生広島平和学習」で児童・生徒が見学している原爆ドーム、爆心地、平和の鐘、原爆の子の像、平和の灯、原爆死没者慰霊碑を見学しました。その後、広島平和記念資料館も見学しました。今年度の小・中学生広島平和学習レポートに記載されている、参加した児童・生徒の言葉、「平和記念資料館で、原爆によって体中を火傷した人の写真を見た瞬間に、なぜかわからないけど涙がでてきました」との感想、「平和な世の中にしていくためには、戦争や核兵器をなくして、生きやすい世界にすることだと思いました。そのために、自分たちができることは、皆で仲よくすることです」との決意が思い出されました。今後も、小平市の非核平和都市宣言の願いを踏まえた「小・中学生広島平和学習」を推進していきたいと思いました。

２日目は、はじめに、三原市教育委員会において瓜生教育長、学校教育課の今田学校教育課長、

三寺教育指導係長、久藤指導主事より、三原市の概要、三原市教育委員会の紹介及び三原市が進める道徳教育の取組について、ご説明いただきました。

三原市の教育活動は、平成27年3月に策定した「みはら元気創造プラン」に基づいて実施されています。道徳教育の推進は、三原市内小中学校から道徳教育推進者を集め、三原市道徳教育推進協議会を開き、教育委員会と小中学校が連携・協力のもと実践発表、情報交換などを行っています。研究授業は自作資料「三原の宝ーやっさ踊りー」など、地域の歴史・文化を生かした郷土資料を使って行うなど、教材開発にも力を入れていました。また、11月1日から7日の期間を「みはら元気ウィーク」と定め、道徳の授業等を地域に公開しているとのことでした。授業には、卒業生であるトライアスロン日本代表選手をゲストティーチャーとして招聘し、児童が気づかない郷土のよさなどを伝えていただいたそうです。

この他の取組としては、地域・保護者と児童・生徒が一緒になって海岸清掃ボランティアを行うなどしているとのことでした。今後は、さらに、学校の特色や地域の特色を生かした授業づくりを目指していくとの話もありました。小・中連携、小・小連携による道徳教育の推進など、今後の小平市における小・中連携教育の推進に役立つとの感想をもちました。

その後、三原市立本郷小学校を訪問しました。三原市立本郷小学校は平成28年度文部科学省「道徳教育改善・充実」総合対策事業指定校となっています。5年1組の担任である湯浅教諭と道徳教育推進者である生活指導担当の村上教諭の二人がTTとして行う道徳の授業を参観させていただきました。その後、沖校長と推進リーダー教師の溝上教諭から本郷小学校の研究について説明していただきました。

本郷小学校、本郷西小学校、本郷中学校の3校で小・中連携による9年間を見通した道徳教育を推進しているとのことでした。その中で、本郷西小学校は、三つの小学校が統合した学校であり、地域に根差した教育活動を重視しているということでした。研究主題を「自他を尊重し、よりよく生きようとする児童・生徒の育成」と設定し、小学校は「思いやり 親切」「規則の尊重」という内容項目を重点に、中学校は「思いやり 感謝」「遵法精神 公德心」を重点内容項目としています。「自分・他者・地域とのつながりを意識した道徳の授業のあり方を明確にし、地域協働型の道徳教育モデルを創造・実践すれば、自他を尊重し、よりよく生きることができるであろう」という研究仮説にも、三原市が大切にしている地域との連携を感じました。

研究内容は、①自分とのつながり、②他者とのつながり、③地域とのつながりの三つの視点から取り組んでいました。①自分とのつながりでは、発問・指導法の工夫やワークシートの開発をしていました。②他者とのつながりは、学年合同、小中合同、全校で行う道徳の授業を開発・実践していました。③地域のとのつながりは、地域と一緒にを行う奉仕作業や、郷土資料の開発を行ってきたとの説明がありました。

研究の成果として、道徳の時間を楽しみにしている児童・生徒が増えてきたとのことでした。また、重点項目にかかわる児童・生徒のアンケートにも肯定的評価が上昇しており、自己肯定感も高まってきているというすばらしい結果でした。今後は、作成した資料の改善を行うとともに、各学校との連携を強化し、指導方法の一貫性を目指していくとの決意が表明されました。

「特別な教科道徳」の推進についてはもちろんのこと、小平市と同様に地域のかかわりを重視し、小・中連携を推進している三原市の研究・実践は、参考となるものが多く、今後の教育施策にも活用できる貴重な研修となりました。

最後に、来週の25日に研究発表会を控えている時期に、私どものために時間を割いて、快く視察をお引き受けいただきました三原市教育委員会、瓜生教育長、並びに本郷小学校、沖校長を初めとする教育委員会事務局や学校関係者の皆様方に、心より感謝を申し上げまして、管外視察研修の報告といたします。

私からの報告は以上でございますが、参加されました各委員からもご感想、ご意見等ございましたら、お話しいただきたいと存じます。いかがでしょうか。

○森井教育長職務代理者

私からも感想を述べさせていただきます。教育長報告と重なることもあるかと思いますが、ご了承ください。

今回の教育委員会管外視察は、小平市の子どもたちが毎年広島平和学習で訪問している、広島平和記念公園と広島平和記念資料館の視察と、広島県三原市が進める道徳教育の取組について、学ばせていただくという、大変有意義な機会をいただくことができました。

平和公園や資料館では、平日にもかかわらず、多くの学生や外国人が訪れており、核のない平和な世界を望む人の平和の鐘を打つ音が公園に鳴り響いていました。資料館には原爆投下後のすさまじい様子がさまざまな展示物によって示されており、この世のものとは思えない惨状に言葉もありませんでした。

そして、8月6日の広島平和記念日に実際に平和記念式典に参列し、戦争の悲惨さや、平和の大切さについて考える機会を得られることは、平和学習に参加した子どもたちにとって、得がたい経験になると改めて感じました。

二日目に広島県三原市教育委員会に訪問した際には、三原市教育長以下5名の教育委員会事務局の皆様による大変手厚いご対応をいただきました。三原市が進める道徳教育に関しては、地域協働、家庭・地域との連携、そして道徳の内容の共有化を目指し、先ほど教育長からもご説明がありました「みはら元気ウィーク」と定めた取組についてのご説明をいただきました。

その後、平成28年度文科省委託道徳教育改善充実総合対策事業の指定を受けておられる三原市立本郷小学校を視察してまいりました。第5学年の道徳の授業を見せていただき、本郷小学校の児童が大変積極的に自分の意見を発言する姿に感心いたしました。クラスのほぼ全員が手を挙げ、発言する姿はすがすがしいものがあり、授業は教員二人で行われていましたが、テンポのある授業に児童は大変集中しておりました。

平成30年に小学校で全面実施される「特別な教科道徳」では、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題と捉え、向き合う、考える道徳、議論する道徳への転換を図ることが求められています。現在、小平市内小学校でも行われている道徳的实践力を育成するための従前の道徳を、さらに具体的に道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てることに

転換していく難しさを、参加した授業は大変すばらしいものではありましたが、改めて感じるこ
ととなりました。

文科省の指定を受けることで、本郷小学校には道徳教育推進リーダーが設置されており、本郷
小学校はもとより小・中連携校である本郷中学校、そして同じ中学校区の本郷西小学校との連携
の中で、小・中連携による道徳教育の充実発展の核になっているとのことでした。推進リーダー
が3校の道徳の授業に参加し、小中合同研修会を開催したり、小中の教員の連携を深めることで、
それぞれの学校での全体道徳の時間や、小中合同道徳の時間を設けるなど、推進リーダーの存在
は道徳教育の小・中連携には欠かせない存在であるとの感想をもちました。

ただ、三原市でも文科省の指定を受けている本郷小以外では設置されておらず、ノウハウを市
内小・中学校に広げていくことの難しさがあるとお話もあり、また本郷小の推進リーダーは道
徳教育に関して、大変な知識と経験をお持ちの教員で、この方がいらっしゃることで指定を受け
ることができたとの経緯もあるとのこと、本市で生かしていくには、課題もあるとの印象をも
ちました。

たくさんの皆様の温かいお気持ちにより、大変有意義な視察になり、心より感謝申し上げます
とともに、小平より約800キロメートル離れた広島で、3人の小平にゆかりのある方にお会い
できたという偶然もあり、大変感慨深い視察となりました。

○古川教育長

ありがとうございました。

高槻委員。

○高槻委員

今回、機会を与您いただきありがとうございました。

私は出身が鳥取の米子なので、広島は少し懐かしいような気持ちもありました。

実は原爆資料館にはこれまで行ったことがなくて、今回、衝撃を受けました。テレビなどで毎
年式典を見ているのですけれども、現物が持つ力に圧倒されました。それから私自身は身の周り
に友達の親戚の人だとか、私自身のおじもピカドンを見たと言っていたというように、割と原爆
が身近だったのだということも思い出しました。それから資料館は平和の希求ということがテー
マですけれども、私自身は将来の平和と同時に、あの戦争で日本が起こしたこと、あるいはアメ
リカが非人道的なことをしたことなど、あの原爆というものの歴史的な意味を考え直さないと
いけないと非常に強く感じました。

それから、本郷小学校での道徳の授業は、とてもよいものでした。そこで私も発言したのは、
道徳教育を学校の授業の一つとして取り上げて行うという一般的なことと、過疎化と少子化が進
む地方都市（三原市は割と深刻さは少ないと思いますが）において、道徳教育を行うことの
意味を考えました。子どもがだんだん少なくなって、学校が統廃合をされる中で、自分の母校
がなくなって悲しい思いをする、さびしい思いをするという大人たちが、この町を継いでもらい

たいという切実な思いがあって、学校にも協力したい。そうしないと、この町が続かないという
ような気持ち、そういう中で道徳、つまり自分たちの持っているコミュニティに子どもたちが入
ってきてくれる、その道筋を教えることが道徳だというふうに位置づけると、小平市のような人
口が微増というような町で行う道徳と、相当違うと思いました。だから一般論として小学校の道
徳教育がこうあるべきだという話とは別の難しさと重要さを感じました。

授業そのものは、すばらしくて、子どもたちの積極的な発言、先生方の熱心な進め方にも印象
づけられました。

○古川教育長

ありがとうございます。

三町委員。

○三町委員

本当に二日間、広島、そして三原と、大変勉強をさせていただきました。

私の感想ですけれども、どういうふうに小平市で生かせるのか、どの部分では難しいか、そん
なことを考えながら見てきました。広島は私が過去住んでいた町でもありますし、それから仕事
でも何度か生徒引率に行っていますので、昭和30年代から定期的に、様子を見ているところ
です。

町の雰囲気は変わってきていて、世界で初めての原発投下をされた都市というイメージはほと
んどない状態になっています。平和公園も非常に整備されていて、本当にきれいな公園になっ
ているので、勉強として来ないと、普通の公園で遊んでいるように感じてしまうほどです。

資料館の中で、高校生の男の子が、とても熱心にメモをとっていました。その高校生のほか何
人もが小さなメモ帳に書き込んで写している。事前にきちんと学習をして、そして自分がこの資
料館で学ぶべきことを押さえて、参加している。そういうことで学びが深いものになっていると
いうことと、ああいったところで子どもたちに学ばせるには、相当な事前の学習が大事なのだと
感じました。

私も中学校の校長だった頃、保護者から修学旅行について「どうして広島に行かないのです
か」と言われたこともあります。もちろん事前の学習、それから実際に行ったときに、平和の子
の像の前でのセレモニーの準備をして行くのですが、新幹線の朝の通勤時間帯は一般優先で、一
定の時間を広島でとるための車両が予約できないので、どうしても広島に着く時刻が遅くなり、
滞在時間も短くなります。そして、またすぐに次の目的地に行かなければいけないということで、
教育的な効果の観点から、京都、奈良など別な場所で日本の伝統文化の学習とで考えたときに、
広島には東京からは行きにくいのだろうなどと改めて認識しました。でも、経験できるようなら経
験させてあげたいと、そんな思いが広島には感じました。

それから三原市ですけれども、道徳教育に関して、「みはら元気ウィーク」というのがあり、
道徳に限定しての授業公開、道徳地区公開講座という形で道徳に特化して、地域の方に道徳の授

業、道徳教育のことを知ってもらおうと行っていました。

さらに、授業公開後やることを、限定していないということが、とてもいいと思いました。道徳地区公開講座で言えば、その後に地域や保護者の方との道徳にかかわるような懇談とか、そういうものを設定しなさいという都教委からの強い指導のような形ではなくて、地域や保護者の方とともに何かできるようなことをやりましょうというような提案で行われていて、公開講座の後に、地域の清掃活動を行うなど、オープンな形で、学校独自で取り組める、そういう自由さを与えているところは、私はいいと思いました。小平でも、もっと学校がアイデアを出して、自由にできるような活動にさせてあげたら、より学校も独自性が出てくるかと感じました。

それから、本郷小学校の小・中連携の道徳教育ですけれども、大前提は生徒指導だということをおっしゃっていました。中学校、小学校が一緒になって本郷中学校をみんなで支えようと、そういう前提があるのだらうと思いました。

さらに、道徳教育、道徳の時間の内容項目、20幾つある中で、網羅的には当然指導していかなければいけないのしょうけれども、この地域や学校の状況から、遵法精神や公德心、規則の尊重ということを重点化し共通してやっていこうという姿勢を感じたところです。小平でも小・中連携でいろんなことをしているのしょうけれども、その地域の特化した、これについて育てようとか、そういうものを中心に進められるのではないかということを感じたところです。

それから、もう一つは、生徒指導主事が加配措置されていて県内全校に加配だということ。県の指示で道徳の時間は全てTTでやりなさいということで、TTに入るということをしている。広島県の課題の大きなものとして、道徳を適正実施するということだらうということを感じました。小平市の算数加配では時数がかかり多くて、道徳までは手が回らないかと思うのですけれども、この全学級TTの道徳一形態を体験していくことによって、先生同士が切磋琢磨すると感じました。小平でもできる可能性があるならば試してみると小平の道徳教育もまた一つ進んだものになると思いました。

道徳の時間について気になっていることは、これまでの指導計画を新しい学習指導要領の項目に置きかえて、単に形式的に全体計画をつくれればよしというような学校が小平にはあってはいけないということを改めて強く感じております。

○古川教育長

ありがとうございました。

以上で、教育長報告事項を終了いたします。

(委員報告事項)

○古川教育長

次に、委員報告事項を行います。

委員報告事項（1）東京都市町村教育委員会連合会第3回理事会及び第2回理事研修会について、山田委員からご報告をお願いいたします。

○山田委員

委員報告事項（１）東京都市町村教育委員会連合会平成２８年度第３回理事会及び第２回理事研修会について、私からご報告いたします。資料№.２をご覧ください。

理事会及び理事研修会は、１月１３日金曜日に、東京自治会館で行われました。

はじめに、理事会の報告でございますが、４件の報告事項、１件の協議事項及びその他の報告がございましたが、全て了承となりました。

次に、理事研修会について報告いたします。資料の２枚目をご覧ください。

東京都多摩教育事務所長、黒田則明氏による「教育を巡る現状と課題」と題した講演がございました。内容といたしましては、大きく３点、「多摩地域の児童・生徒の学力の状況」「指導主事の育成」「副校長の負担軽減」について、ございました。

１点目の「多摩地域の児童・生徒の学力の状況」でございますが、平成２８年７月に東京都が行った「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の多摩地域における結果とその分析について説明がされました。児童・生徒においては授業の理解度が、学校においては言語活動が、学力調査の点数と比例関係にあり、これらに関連する学校での取組が効果的であるとのことでした。

２点目の「指導主事の育成」でございますが、近年、指導主事の人数が不足傾向にあり、主幹教諭に比べて経験が浅く、年齢が若い傾向にある主任教諭が指導主事に任用されることが増えていることから、指導主事の育成が急務となっており、これに関する東京都多摩教育事務所の取組についての説明がありました。東京都多摩教育事務所だけでなく、市町村教育委員会事務局もこうした取組に支援・協力をお願いしたいとのことでした。

３点目の「副校長の負担軽減」でございますが、近年、教育現場で課題となっている副校長の多忙化への対策の一環として、「学校事務の共同実施」についての説明がありました。「学校事務の共同実施」とは、全小中学校に配置されている東京都の事務職員を、それぞれの市町村が指定する一つの学校に集め、事務室を設置し、そこで市町村内の全校の事務を集約して一括処理することで作業の効率性を上げるとともに、集約になじまない施設貸出や学校私費の管理などの事務については、東京都で任用する臨時職員を配置して処理させることで、副校長の事務負担を軽減するというものです。

「学校事務の共同実施」の導入に当たっては、拠点校の事務室の確保などの課題が考えられるため、研修後の質疑応答で、導入により考えられるデメリットについて質問させていただいたところ、書類のやりとりで拠点校を経由するため、交換便の便数を増やす必要が生じ得るとのことでした。小平市も導入に向けて事務局サイドでご検討のこととは存じますが、この「副校長の負担軽減」システム導入が、ひいては市内児童・生徒のより充実した教育に繋げられるような予算執行をお願い申し上げます。

○古川教育長

ありがとうございました。

以上で、委員報告事項を終了いたします。

(事務局報告事項)

○古川教育長

次に、事務局報告事項を行います。

はじめに、事務局報告事項（１）定期監査の結果について、説明をお願いいたします

○有川教育部長

事務局報告事項（１）定期監査の結果についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

このたび、教育総務課、学務課、指導課、教育施策推進担当課長、小平第六小学校、上宿小学校、及び小平第六中学校が、平成28年4月1日から平成28年8月31日までに執行した、財務に関する事務、及びその他の事務に対し、監査委員による監査を受けました。

その結果、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、契約事務等の一部につきまして、指摘事項、及び意見・要望事項がございました。

今後は、このような指摘等を受けることのないよう、適正な事務処理を行ってまいりたいと存じます。

なお、今回の指摘事項につきましては、措置を講じたのち、監査委員に通知するものとされており、改めて講じた措置の報告をさせていただきます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（２）第二次小平市のスポーツ振興の基本方針（案）の意見について、説明をお願いいたします

○有川教育部長

事務局報告事項（２）第二次小平市のスポーツ振興の基本方針（案）の意見についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

小平市では、平成29年度から平成32年度までの4年間を対象期間とした、「第二次小平市のスポーツ振興の基本方針」を策定しております。

小平市においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成27年4月より、学校における体育に関するものを除く、スポーツに関するものを教育委員会から、市長へ事務移管しております。

市長が、学校における体育に関するものを除く、スポーツに関するものを所管する自治体においては、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を策定する際、スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づき、教育委員会の意見を聞かなければならない、とされております。

この規定に基づき、このたび、小平市長より教育委員会に対し、意見照会がございました。

今後の予定でございますが、この意見照会に基づき、次回の定例会において、意見の議決をお

願いたいと存じます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（3）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、説明をお願いいたします。

○有川教育部長

事務局報告事項（3）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

今回報告いたしますのは、9件で、例年、または過去にも承認しているものでございます。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（4）事故報告Ⅰ（12月分）について、説明をお願いいたします。

○出町教育指導担当部長

それでは、事故報告Ⅰ（12月分）について、報告いたします。

今月ご報告する交通事故は、小学校管理下で3件、中学校管理外で1件の合計4件でございます。中段をご覧ください。一般事故は小学校管理下で1件でございます。

今月の事故報告件数は昨年度同時期と比べ、交通事故は0件から4件と増加し、一般事故は10件から1件へと大幅に減少しております。

それでは、交通事故の小学校③、中学校④、小学校の一般事故①について、ご報告いたします。

まず、小学校の管理下、交通事故の③、停車中の自動車の間を横断しての接触事故です。12月6日、3年生女子児童が下校中、踏み切りの電車通過待ちの自動車の列の前から1台目と2台目の間を通り抜けました。その際、2台目の自動車のドライバーは、女子児童の通過に気づかず、徐行をして自動車を前に進めました。自動車の前を通り過ぎかけた女子児童の頭に、自動車の再度ミラーが当たり、バランスを崩して、その場に転倒しました。

出血はなく、意識もありましたが、事故を目撃した近隣住民が救急車を要請し、駆けつけた担任同乗の上、病院に搬送しました。診断の結果、軽い打撲と擦過傷以外の異常は認められませんでした。翌日は自宅で安静を保ち、翌々日から元気に登校し、体育の授業にも参加したとのことです。学校は事故翌日、全学級で交通事故防止について、改めて指導をしました。

次に、中学校④、これも停車中の自動車の間を横断しての事故でございます。12月4日、日曜日の午後5時ごろ、2年生男子生徒が自転車道で道路を走行中、先にある交差点で右折せずに、手前で信号待ちをしている自動車の間を横断して、対向車線から走ってくる車と接触し、転倒しました。接触した自動車のドライバーは救急車を要請し、病院に搬送しました。診断の結果、骨には異常がないものの左膝が裂傷していたので、10針の縫合処置を受けました。

学校は翌5日、月曜日に保護者からの連絡にて事故の事実を知り、全校生徒に対して改めて事

故防止の指導を行いました。なお、当該生徒は6日火曜日から登校し、翌週からは部活動にも参加しているとのことでございます。

次に、小学校の一般事故①です。12月2日の休み時間のことです。4年生女子児童が友達とボール遊びをしていたところ、バランスを崩して、後方に転倒し、地面に右手をねじるようになってしまいました。保健室にて手首の冷却及び固定を行いました。当該女子児童が右手首の強い痛みを訴えたため、救急車を要請し、病院に搬送しました。病院では右手首骨折との診断を受け、処置を行いました。翌日には退院し、翌週登校しましたが、しばらくは運動の制限がある状況でございます。

全体を通して12月は交通事故が増加しましたので、改めて校長会等で注意喚起を行い、冬季休業に向けての交通事故の未然防止について、各校にて指導を行いました。

○古川教育長

次に、事務局報告事項（6）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況について、説明をお願いいたします。

○有川教育部長

事務局報告事項（6）小平市立学校のインフルエンザ様疾患による臨時休業措置状況についてを報告いたします。資料No.9をご覧ください。

平成29年1月18日現在の市内公立小・中学校の臨時休業の状況でございますが、小学校で4校、延べ24学級、中学校で1校、延べ24学級でございます。

各学校には、学級閉鎖の情報を提供するとともに、インフルエンザの予防の指導として、こまめな手洗い、せきエチケットの励行、教室等の適度な室内加湿・換気等の実施について通知し、対策の徹底を図っているところでございます。

○古川教育長

ここまでの事務局報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山田委員

事務局報告事項（1）定期監査の結果についての、指摘事項（5）主管課における修繕契約及び運搬契約について、請書に収入印紙の貼付がないもの（小・中学校）でございます。

印紙税法により国や地方公共団体独立法人が作成する文書は非課税となるという認識があるのですけれども、こちらは、公立学校が発行する領収書ということではなかったのでしょうか。

○坂本学務課長

通常、契約書の場合は双方が交わすものでございますが、請書の場合は、業者側だけが作成しており、修繕や運搬は内容が請負的なものでございますので、印紙を貼ることが必要なものでご

ざいます。

○山田委員

ありがとうございます。ものによっては該当するということがありますので、確認をいただいて、またほかの事項も含めて今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○古川教育長

ほかにございませんか。

○森井教育長職務代理者

1 ページから 2 ページにかけて、教育総務課の主管課における修繕契約において、同じ学校の屋上北側・南側の修繕を、近い日付で別々に契約しているものが見受けられた。意図的な分割発注とも見られかねないためということですが、このことについてご説明していただいでよろしいですか。

○余語教育総務課長

最初の契約については、前年度に検討がございまして、予算がなくなってしまったということで、同じ学校で修繕に関して、翌年度の 4 月に新たに契約をしております。日付は近いのですが、適切に発注したものでございませぬ。

○森井教育長職務代理者

意図的な分割発注とも見られかねないというのはどういうことでしょうか。

○余語教育総務課長

修繕の契約については、130 万円までであれば、主管課で契約できることとなっております。監査では、そこを目的に分割したのではないかというような指摘を受けたものでございませぬ。そのようなことはございませぬ。

○森井教育長職務代理者

わかりました。

○古川教育長

ほかに、よろしいでしょうか。

○三町委員

インフルエンザの発生状況について、小学校は、何校かが、それぞれ 1 月 17 日から 19 日、

18日から20日ということで、三日間の学級閉鎖が行われています。それに対して、中学校は、いずれも2年生3年生で同時に16日から17日の二日間という判断をしています。同じ学級閉鎖していた3年1組と2年5組がまた継続しているということで、ここでの学級閉鎖の期間の判断が、適切だったのかどうか。この判断がどのような形で出されたのか。説明をお願いします。

○坂本学務課長

臨時休業につきましては、感染症の予防上、必要があるとき、臨時に学校の全部、あるいは一部の休業を行うことができるようになってございます。一般的には通常の欠席率が高くなっているだとか、そういった要件がございしますが、その中で、各校とも、判断をされていると考えてございます。詳細について個別には伺ってございません。

○三町委員

そうですね、わかりました。これが二日だったために、もっと広がってしまっていたとか、収束まで長引くということもあり得るので、学校に働きかけしてほしいと感じましたので、よろしくをお願いします。

○古川教育長

以上で、教育長報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○古川教育長

次に、協議事項(1)平成28年度小平市教育委員会表彰について、説明をお願いいたします。

○有川教育部長

協議事項(1)平成28年度小平市教育委員会表彰についてを説明いたします。資料No.8をご覧ください。

小平市教育委員会では、小平市の教育及び文化の振興発展に貢献し、かつ、その功績が顕著なもの及び他の模範と認められる行為を行ったものに対し、年2回表彰式を行っております。

今回の表彰は、小平市立学校に在学する児童・生徒、またはこれらの者で構成する団体に対するものでございます。

対象となりますのは、小平市教育委員会表彰等に関する規程第2条第1号ウに該当する96名・4団体となっております。

詳細につきましては、資料をご覧くださいと存じます。

○古川教育長

このことにつきましては、ご質問、ご意見等をいただきたいと存じますが、「被表彰候補者一

覧」は個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など概要について何かございましたら、お願いいたします。

○山田委員

これだけ市内の児童・生徒が全国まで活躍しているのを拝見させていただきまして、とてもうれしく感じているところでございます。

資料の不備等の確認でございます。まず1枚めぐりまして、3番目の吹奏楽部のところですが、括弧の種目のところで、金賞となっておりますが、これは吹奏楽の間違いかと思いますので、確認をさせていただきます。

また、いただいた資料の中学校の1枚目の中ほど、13、14の大会成績というところで、初戦負けと書いてありますが、これに関しては、ほかとあわせて、出場という書き方でいいと思いますので、確認をお願いいたします。

○余語教育総務課長

書類の不備等、申しわけございませんでした。訂正をさせていただきます。

それから、中学校の初戦負けというものでございますが、関東大会が非常に高いレベル、上位の大会なので、載せさせていただいているところでございます。確かに山田委員がおっしゃっており、都大会優勝といった、書き方などもあるかと考えております。

○古川教育長

出場と統一するというところでよろしいですか。

○余語教育総務課長

検討させていただければと思います。

○三町委員

まずこういうことにチャレンジしているというのはいいと思いました。日本しろあり対策協会、規模としては全国から応募があったということで、内容とどの程度の応募があつての入賞、特別賞は、どれくらいの人数が対象かということと。それから、中学校のVリーグジュニア選手権大会で、Vリーグというのはどこが主催のどんな大会なのかということがわかれば、お願いしたいと思います。

○余語教育総務課長

しろありのポスターコンクールは433の応募がございました。その中で上から7番目、約2%の表彰に食い込んでいるといったような状況です。

それから、Vリーグジュニア選手権ですが、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構という

ところが主催している事業で、Vリーグ、実業団バレーボールチームにおけるジュニア部門の大会ということです。Vリーグはいわゆるプロバレーボールの団体で、オリンピック出場選手が全員それぞれのチームに所属しており、人気があるものということでございます。

○三町委員

全国大会ということですが、そのVリーグジュニアというのはVリーグチームそれぞれが下部に育成組織みたいな形で持っているチームが参加したということでしょうか。Vリーグジュニアとして、大会は何チームくらいで構成されているのでしょうか。

○余語教育総務課長

総出場は12チームということになっております。

○三町委員

ありがとうございます。

○高槻委員

大変細かいことですが、ある順番で番号がついていると思います。私の希望を言うと、大会規模というところで全国大会、関東大会と並んでいるほうが見やすいのが一つと、名前の書き方を統一したほうがいいと思いました。

○余語教育総務課長

様式などについては、読みやすい形で検討したいと思います。ありがとうございます。

○古川教育長

それでは、「被表彰候補者一覧」につきましてのご質問・ご意見は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては、提案どおり了解ということでご異議ございませんでしょうか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

以上で協議事項（1）を終了いたします。

（議案）

○古川教育長

次に、議案の審議を行います。

議案第42号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について、議案第43号、小平市立学校等出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定について、議案第44号、小平市立学校等教職員服務規程の一部を改正する規程の制定については、関連する議案でありますので、一括して取り扱います。提案理由の説明をお願いいたします。

○有川教育部長

議案第42号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について、議案第43号、小平市立学校等出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定について、及び議案第44号、小平市立学校等教職員服務規程の一部を改正する規程の制定につきましては、関連する議案でありますので、一括して説明いたします。

本案は、東京都の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が平成29年1月1日に改正され、「介護を行う者の超過勤務の免除」及び「介護時間」が新設されたことに伴い、関連する規定の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、余語教育総務課長から説明させます。

○余語教育総務課長

それでは、改正の内容について説明いたします。

はじめに、議案42号小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程につきましては、都費負担教職員に係る校長及び副校長への委任事務について、「介護を行う者の超過勤務の免除」及び「介護時間」に係る規定を加えるものでございます。

次に、議案43号小平市立学校等出勤簿整理規程につきましては、出勤簿の表示について、別表に「介護時間」に係る規定を加えるものでございます。

次に、議案44号小平市立学校等教職員服務規程につきましては、休暇・職免等処理簿の取扱いについて、「介護時間」に係る規定を加えるものでございます。

○古川教育長

質疑に移ります。

質疑は、3件を一括して行います。

ーなしの声ありー

○古川教育長

それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

ー討論省略の声ありー

○古川教育長

討論を終結し、採決を行います。

はじめに、議案第42号、小平市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、議案第43号、小平市立学校等出勤簿整理規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決といたしました。

次に、議案第44号、小平市立学校等教職員服務規程の一部を改正する規程の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

－異議なしの声あり－

○古川教育長

ご異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

以上で冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。3時25分まで休憩します。

午後3時4分 休憩